

商品名	
○島根がん先進医療費ローン	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご融資対象者	<p>○「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の審査で承認された方</p> <p>○満 20 歳以上の方で、安定継続した収入のある方</p> <p>○当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方</p> <p>○次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 <p>○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p>
お使いみち	○国が先進医療と認めたがん治療を目的としたご本人またはそのご家族（3 親等以内）のための治療費
ご融資金額	<p>○ 300 万円以内（1 万円単位）</p> <p>※ただし、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる「承認決定通知」に記載された対象融資限度額を上限とします。</p>
ご融資利率	<p>○5.80%（固定金利）</p> <p>※毎年、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根より申請に基づき直接利子相当額の補給がございます。</p>
保証料率	○保証会社へ支払う保証料はご融資利率に含まれています。
遅延損害金	○年 14.60%
ご利用期間	○3 ヶ月以上 7 年以内
ご融資方法	○証書貸付
ご返済の目安	○100 万円の毎月元利均等返済の場合 3 年 30,331 円・5 年 19,239 円・7 年 14,512 円
ご返済方法	<p>○毎月元利均等または元金均等割賦返済</p> <p>※保証金額の 50% 以内につき 6 ヶ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。</p>
担保・保証人	<p>○ 原則不要です。</p> <p>※保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。</p>
その他	<p>○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。</p> <p>○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

商品名

○島根がん先進医療費ローン

* お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しん

商品名	○島根がん先進医療費ローン
	<p>きん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/) をご覧ください。</p> <p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫